

京都市地下鉄・市バスお客様 1 日 80 万人推進本部設置要綱

(設置)

第 1 条 地下鉄事業における安定経営や市バス事業における自立経営の堅持，地下鉄・市バスのネットワークを活用した，ひとと公共交通優先のまちづくりの更なる推進を目的に掲げた「地下鉄・市バスお客様 1 日 80 万人」の目標達成に向けて，各局区が地下鉄・市バスの増客に寄与する視点を持って自らの局区の施策を展開するなど，本市のあらゆる政策を総動員し，全庁を挙げて公共交通の利用促進に一層取り組むため，「京都市地下鉄・市バスお客様 1 日 80 万人推進本部（以下「推進本部」という。）」を置く。

(構成)

第 2 条 推進本部は，次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 主管副市長
- (2) 公営企業管理者（交通局長）
- (3) 文化芸術政策監
- (4) 観光政策監
- (5) 環境政策局長
- (6) 環境政策局地球環境・エネルギー担当局長
- (7) 行財政局長
- (8) 行財政局財政担当局長
- (9) 総合企画局長
- (10) 文化市民局長
- (11) 産業観光局長
- (12) 保健福祉局長
- (13) 子ども若者はぐくみ局長
- (14) 都市計画局長
- (15) 都市計画局交通政策担当局長
- (16) 建設局長
- (17) 区長及び担当区長
- (18) 消防局長
- (19) 交通局次長
- (20) 上下水道局次長
- (21) 教育次長
- (22) 前各号に掲げる者のほか，市長が必要と認める本市関係職員

(本部長及び副本部長)

第 3 条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は主管副市長とし，副本部長は公営企業管理者（交通局長）とする。
- 3 本部長は，会務を総理する。
- 4 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故あるときは，その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の者を推進本部に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 本部長は、特定の事項を調査させ、及び審議させるため、必要があると認めるときは、推進本部に部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(幹事会)

第6条 会議に付議する事案の調整を行うため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 幹事は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 環境政策局環境企画部長
- (2) 行財政局総務部長
- (3) 総合企画局総合政策室長
- (4) 文化市民局共同参画社会推進部長
- (5) 産業観光局産業戦略部長
- (6) 保健福祉局保健福祉部長
- (7) 子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室長
- (8) 都市計画局都市企画部長
- (9) 建設局建設企画部長
- (10) 区長会当番区地域力推進室長
- (11) 消防局総務部長
- (12) 交通局企画総務部長
- (13) 交通局営業推進室長
- (14) 上下水道局総務部長
- (15) 教育委員会事務局総務部長
- (16) 前各号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

4 幹事会に幹事長を置き、交通局営業推進室長をもって充てる。

(若手職員増客チーム)

第7条 本部長は、各局区の責任体制の下で、若手職員の柔軟な発想による地下鉄・市バス増客に係る具体的な取組案及び実践プランを作成するため、必要に応じて推進本部に若手職員増客チームを置くことができる。

2 若手職員増客チームの構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、交通局において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，平成29年6月14日から施行する。
(関係要綱の廃止)
- 2 京都市地下鉄5万人増客推進本部設置要綱は，廃止する。